

第1節 毒物劇物販売業

毒物劇物販売業の設備基準は、次のとおりとする。

1. 店舗

- (1) 店舗は他社と区別すること。
- (2) 分置倉庫は大阪府内に設置されていること。

2. 貯蔵設備

毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に適合するものであること。

- (1) 毒物又は劇物とその他のものとを区分して貯蔵できるものであること。
- (2) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。
- (3) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けられていること。
- (4) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- (5) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する保管庫は堅固なものであること(ガラス面等は不可)。
- (6) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- (7) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

(注)毒物又は劇物を直接扱わない販売業者(以下「オーダー販売業」という)にあつては、毒物又は劇物を貯蔵する設備を必要としない。

第2節 毒物劇物製造業

毒物又は劇物の製造所の設備基準は、次のとおりとする。

1. 製造場所

- (1) 製造所は他社と区別すること。
- (2) 作業所はコンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込む恐れのない構造であること。
- (3) 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- (4) 作業を行うのに支障のない面積を有すること。
- (5) 廃棄物の処理に要する設備、施設があること。
- (6) 製造に必要な設備又は器具を備えていること。

2. 貯蔵設備

- (1) 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- (2) 貯水池その他容器を用いなくて毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- (3) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。
- (4) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けられていること。
- (5) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- (6) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する保管庫は堅固なものであること(ガラス面等は不可)。
- (7) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

3. 運搬用具

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

4. 容器

毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

- 5. 分置倉庫の設置場所は、保管管理するのに支障がなければ、大阪府外に設置しても差し支えないこと。

第3節 毒物劇物輸入業

毒物劇物輸入業の営業所設備基準は、次のとおりとする。

1. 営業所：他社と区別すること。

2. 貯蔵設備

(1) 毒物又は劇物とその他のものとを区分して貯蔵できるものであること。

(3) 貯水池その他容器を用いなくて毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

(4) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。

(5) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けられていること。

(6) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

(7) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する設備は堅固なものであること(ガラス面等は不可)。

(8) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

3. 運搬用具

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

4. 容器

毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

5. 分置倉庫

(1) 貯蔵設備基準に適合すること。

(2) 設置場所は、保管管理するのに支障がなければ、大阪府外に設置しても差し支えないこと。

第5節 毒物劇物(製造業・輸入業)登録更新申請

毒物劇物製造(輸入)業の登録更新申請は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、申請書に必要な書類を添えて行うこと。

なお、有効期限を過ぎれば、新規の登録申請が必要です。

毒物劇物(製造業・輸入業)登録更新申請に必要な書類は次のとおり。

- ①登録更新申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第4号様式)
- ②登録票

(提出部数及び手数料)

令和2年4月1日現在

提出部数	手数料
1部	10,200円(現金)

輸入業の場合は登録更新申請書を正本で1部追加

1. 毒物劇物製造業・輸入業登録更新申請書

別記第4号様式(第4条関係)



毒物劇物 製造業 登録更新申請書
輸入業

登録番号及び 登録年月日		
製造所(営業所)	所在地	
	名称	(TEL :)
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
毒物劇物取扱責任者	住所	
	氏名	
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 の登録の更新を申請します。

輸入業

年 月 日

住所

氏名

大阪府知事 殿

連絡先 TEL

担当者

毒物劇物(製造業・輸入業)登録更新申請書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 製造業、輸入業のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- (2) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の始期年月日とすること。
- (3) 製造所(営業所)の所在地及び名称は、登録票をよく確認の上記載すること。
住居表示変更については、新しい住居表示を記載し、備考欄に住居表示変更があった旨を記載したうえで証明書を照合すること（更新時にその旨を明記すれば、変更届の提出は不要）。
- (4) 製造(輸入)品目欄は次のとおり記載すること。
 - ア) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - イ) 化学名は法別表又は毒物及び劇物指定令に記載されている化学名を用いること。
なお、化学名は「系」「類」等包括的な名称とせず、具体的な名称とすること。
例「令２－１ 無機亜鉛塩類」は不可 → 「令２－１ 硫酸亜鉛」
 - ウ) 原体の小分けの場合、化学名の横に(小分け)と付記すること。
 - エ) 原体の場合、含量は記載しない。
 - オ) 販売名は記載不要。
 - カ) 既に登録済みの品目のみを記載すること。
なお、登録不要となった品目については、記載せず別途変更届(別記第１１号様式の(1))により品目廃止を同時に行うこと。
 - キ) 品目の全てを記載することができない場合、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
この場合、毒物、劇物に分け、類別及び濃度順に原体、原体（小分け）、製剤を分けて記載すること。
また、混合製剤の場合、記載例のように〔 〕で囲む等混合製剤であることをわかりやすいようにすること。

別紙記載例

	類 別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
	法１－２２	弗化水素
製造（輸入）品目	法２－６３	ニトロベンゼン（小分け）
	令１－８	シアン化カリウム２５％
	令２－６８	水酸化ナトリウム ５％を超えて４０％まで
	令２－８３	２－（３－ピリジル）－ピペリジン６０％
	令２－１０４	硫酸 １０％を超えて９８％まで
	〔令２－６５〕 〔令２－６８〕	〔水酸化カリウム ２５％〕 〔水酸化ナトリウム ２０％〕

法１：毒物及び劇物取締法別表第１

令１：毒物及び劇物指定令第１条

法２：毒物及び劇物取締法別表第２

令２：毒物及び劇物指定令第２条

- (5) 毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあった場合には、変更後の住所又は氏名を記載すること。
- (6) 備考欄の記載について。
登録事項のうち、この更新申請書を提出するときまでに変更があった事項を記載すること。
※本社所在地、製造所・営業所所在地もしくは毒物劇物取扱責任者の住所に住居表示変更があった場合、市・区・町・村長が発行する証明書を添付すること。
(変更届を提出している場合を除く)
※毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名が変わった場合(氏名変更時のみはそのことを証明できる書類(戸籍抄本、住民票等)の提示を求めること)。
- (7) 繰上げ更新を希望する場合は、備考欄に「〇〇年1月1日繰上げ更新希望」と記載すること。
- (8) 申請年月日は、提出日を記載すること。
- (9) 住所及び氏名は、登録票をよく確認の上記載すること。

2. 登録票

- (1) 登録更新を行おうとする登録票を添付すること。